

出町児童センターの「夏休みランチタイム開放」について

砺波市教育委員会 こども課

砺波市では、夏休み期間中の昼食時間に保護者が留守になるご家庭の出町小学生が、出町児童センター内で昼食をとることができる「夏休みランチタイム開放」を実施いたします。

1 利用できる児童

次のすべての要件を満たす児童

- ・ 出町小学校に在籍していること
- ・ 小学1～3年生であること
- ・ 「出町小学校区放課後児童教室（出町っ子クラブ）」を利用していないこと
- ・ 保護者の就労等のため昼食時間帯は留守家庭となること

2 実施日時

令和7年7月25日～8月29日の火曜日～金曜日の12:00～13:00

※ 8月13日（水）～15日（金）のお盆期間を除きます。

※ 裏面の「実施日カレンダー」をご覧ください。

（なお、出町児童センターの利用可能時間帯は、次のとおりです。）

- ・ 月曜日 14:00～17:30
- ・ 火～土曜日 9:30～12:00 及び 13:00～17:30

3 利用申込方法

次の書類を令和7年7月15日（火）までに次の書類を出町児童センター（所在地：砺波市本町7-5）に提出してください。

①「夏休みランチタイム開放利用申込書」

②「夏休みランチタイム開放利用申込事由証明書」

（勤務先に証明をご依頼ください。また、お手数をおかけして恐縮ですが、同居の保護者それぞれについて提出をお願いいたします。）

③「夏休みランチタイム開放利用予定表」（お子さんごとに提出をお願いします。）

※ 上記の提出書類①～③の用紙は、出町児童センターや砺波市役所こども課にあります。

また、砺波市のホームページからダウンロードすることもできます。

※ 別途「令和7年度児童館利用申込書」を事前に提出してください。（未提出の場合のみ）

※ 審査の結果によっては利用できない場合があります。

※ 利用日の変更が必要な場合は、前日までに出町児童センターまでご連絡ください。

（裏面につづく）

お問い合わせ

- ・ 出町児童センター TEL 0763-33-3890
- ・ 砺波市こども課 TEL 0763-33-1590

4 注意事項

- ◇ 持参した昼食は職員が所定の場所で保管しますが、保冷保管はできませんので、保冷袋等に入れるなどの対策をしてください。出町児童センターでは食中毒や誤食等については責任を負いません。なお、金銭、お菓子、ジュース類は、館内に持ち込めません。
- ◇ 昼食場所は、出町児童センター内の指定場所となります。
- ◇ 児童の滞在時間は児童本人の決定するものとします。出町児童センターでは、児童の退館後の行動には責任を負いません。ご家庭で事前にしっかりと話し合っておいてください。
- ◇ 「出町小学校区放課後児童教室」とは異なり、児童をお預かりして育成するものではありません。図書室で宿題をしたり、本を読んだりはできますが、職員が宿題や活動の指導を行うことはありません。
- ◇ 緊急連絡をする場合があります。前述の利用申込書には、緊急連絡ができる電話番号を記入してください。
- ◇ 持ち物にはすべて氏名を書いてください。
- ◇ 汗拭き用のタオルを持たせてください。
- ◇ 出町児童センター内には洋式トイレがありません。和式トイレのみです。
- ◇ 来所した児童は、下記の「出町児童センターのきまり」を守り、職員の指示に従ってください。

出町児童センターのきまり

- ◎ 来たときは「こんにちは」、帰るときは「さようなら」と挨拶をする。
- ◎ 靴や雨具は決められたところに入れる。
- ◎ カバンは所定の場所にかける。
- ◎ 菓子類は、持ってこない。水分補給のためのお茶、水、スポーツドリンク等は、水筒に入れて持参する。
- ◎ 水分は決められた場所で補給する。
- ◎ 児童センターの遊具や玩具で遊ぶ。携帯ゲームやカードなどの遊び道具や必要の無いお金などは持ってこない。
- ◎ 階段や廊下は歩いて通る。
- ◎ 友達と仲良くし、小さい子には親切にする。
- ◎ 使ったものは片付けて、元の場所へ返す。

実施日カレンダー

【7月】 ☐…実施日							【8月】 ☐…実施日						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5						1	2
6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	7	8	9
13	14	15	16	17	18	19	10	11	12	13	14	15	16
20	21	22	23	24	25	26	17	18	19	20	21	22	23
27	28	29	30	31			24	25	26	27	28	29	30
							31						